

確定給付企業年金制度への移行について

平成27年2月26日当病院基金の代議員会が開かれ、厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度(以下DB制度という)に移行した場合の大まかな制度内容と、移行までのスケジュール(見込み)が承認されました。

平成25年6月25日に公布された厚生年金基金制度の見直し法に対する当基金の方針は、当基金が保有している資産のうち、国の年金を一部代行している最低責任準備金相当額(代行部分)を国へ返還し、基金独自の企業年金部分(上乗せ部分)をDB制度に移行するものであることを、「基金だより」第57号で皆様にご報告いたしました。

2月の代議員会では、平成25年度の決算数値(平成26年3月31日現在)を基に、DB制度への移行時に予定利率の引き下げ(5.5%から一般的なDB制度並みの2.0%へ)を実施した上で、現行のキャッシュバランスプラン制度を継続する場合のシミュレーション結果を提示し、次の3点が確認されました。

- ①現在、年金を受給している方(待期中の方も含む)については、減額等を行わずに引き続き支給が可能であること
- ②現在、加入員の方については、有期年金への変更や将来分のポイント付与率見直し等を行う方針であるが、現在の社会情勢等を勘案すれば違和感なく受け入れられるものであること
- ③掛金の負担者である事業主の方の負担は増加しないこと

また、平成29年5月を目途にDB制度移行とした今後のスケジュール表とその間の諸手続等も説明し、それぞれ了承を得ました。

今後、スケジュールに沿って関係者の皆様にご協力をお願いすることになりますので、何卒よろしくお願いいたします。

今後のスケジュール

- ◆今後、約2年のうち代行返上(後継制度移行)に向け、準備を進めていくことになります。
- ◆代行返上予定日：平成29年5月(予定)

平成27年2月	予算代議員会にて下記機関決定 ・後継DB概要 ・将来返上方針 ・代行返上計画 ・最低責任準備金前納方針
平成27年5月頃 ～8月頃	・加入事業所向け制度方針説明会開催(代行返上・後継DB) ・将来返上、過去分返上同意の取得
平成27年9月	・決算代議員会(将来返上決議・前納額確定) ・将来返上認可申請
平成27年11月	・将来返上認可取得 ※11月1日(予定) ・最低責任準備金の前納 ※11月下旬(予定)
平成28年10月 ～29年1月	・加入事業所(加入員)同意取得 (後継DB実施同意)
平成29年2月	・代議員会(代行返上議決) ・認可申請(代行返上・DB新設)
平成29年5月	・代行返上認可。後継DBスタート。

- ◆代行返上に向け、上記スケジュールを通じ、被保険者記録整備を実施しております。
- ◆被保険者記録整備の進捗状況により、上記スケジュールが前後する可能性があります。

- 当基金では、将来返上および最低責任準備金相当額の前納を行った後、過去分返上を行い、後継DBへ移行する方針です。
- 将来返上とは、将来期間分について国の年金の代行を行わないことをいいます。
- 過去分返上とは、基金が国に代わって運営してきた過去期間分の老齢厚生年金の年金資産(最低責任準備金)を国へ返すことをいいます。これにより代行部分の年金支給義務は基金から国へ移り、老齢厚生年金として国から支給されることとなります。
- 前納とは、過去分返上の前に、事前に最低責任準備金相当額の一部を国へ返還することをいいます。

代行返上前後の掛金と給付

基金の給付は、国の老齢厚生年金の「代行部分」と基金独自の「上乗せ部分(基本プラスアルファ+加算年金)」から構成されています。代行返上により代行部分を「国」に返還すると、国に年金の支給義務が引き継がれます。

代行返上の第1ステップである将来返上を行うと、その後はそれまで基金に納付していた代行部分の掛金を、加入員・事業主ともに、厚生年金保険料として国(日本年金機構)に納付することになります。基金の独自給付のための掛金(全額事業主負担)は、将来返上後は新たに設立される後継DBの掛金として納付していただくこととなります。この段階では、給付については変更はありません。

代行返上の第2ステップである過去分返上の実施により、これまで基金で代行していた部分の年金が国から老齢厚生年金として支給されることとなります。基金の独自給付は後継DBへ引き継がれ、新制度から支給されます。

